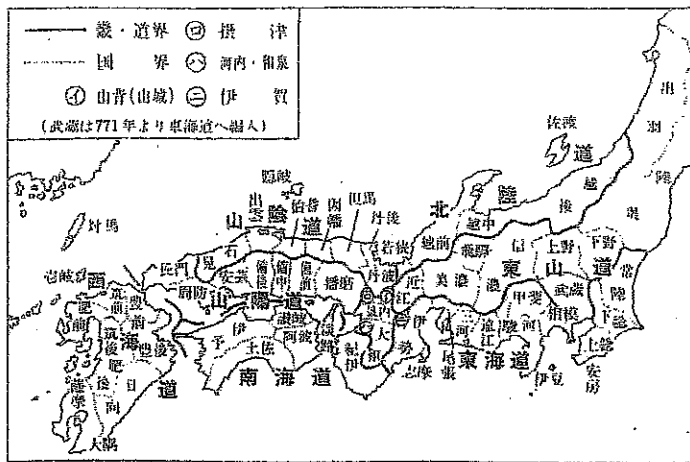
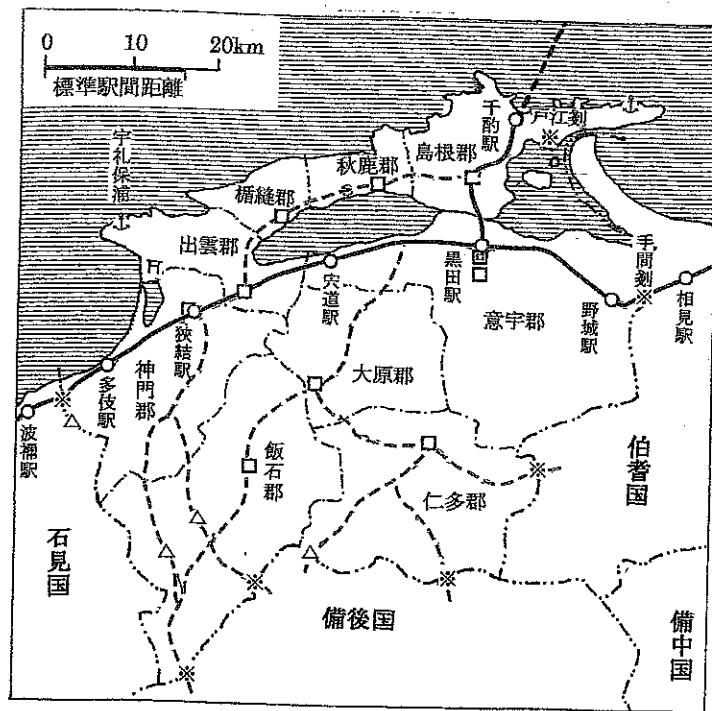




図①五畿七道の図

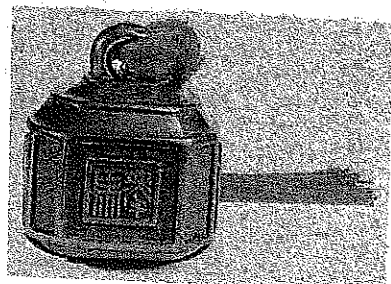
東の堺より西に去ること二十里一百八十歩にして、野の城に至る。また、西へ二十一里にして、黒田駅に至り、即ち分かれて二つの道となる。一は正西道、一つは隠岐国に渡る道なり。隠岐道は、北に去ること三十四里一百四十歩にして、隠岐渡、千酌駅に至る。また、正西道は三十八里にして、穴道駅に至る。また、西へ二十六里二百二十九歩にして、狭結駅に至る。また、西へ一十九里にして、多伎駅に至る。また、西へ一十四里にして、国の西の堺に至る。

資料 80・71 駅路

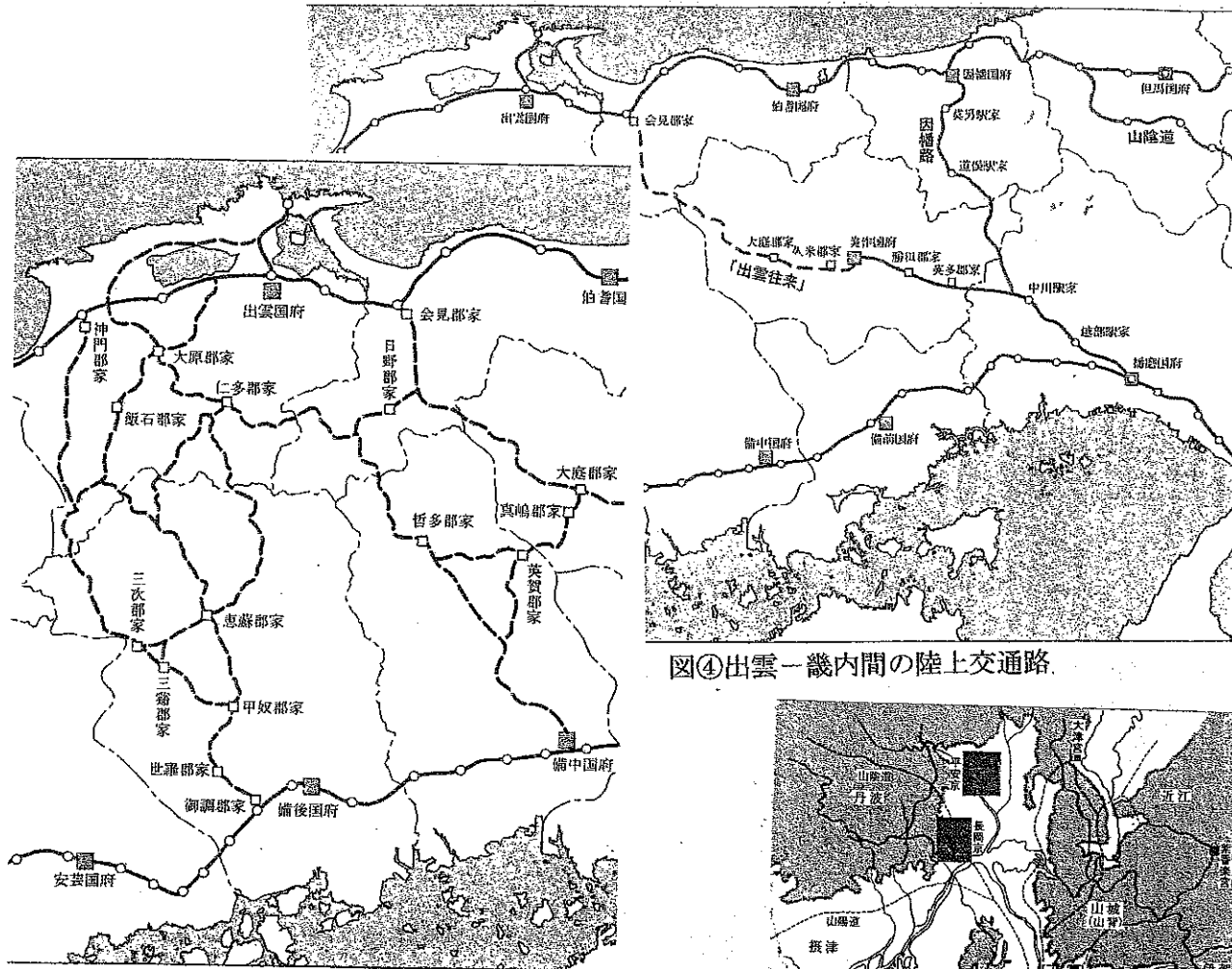


出雲の古代交通路
出典：木下良『事典 日本古代の道と駅』（吉川弘文館 2009年）を一部改変。

『出雲国誕生と奈良の都』（古代出雲歴史博物館による）



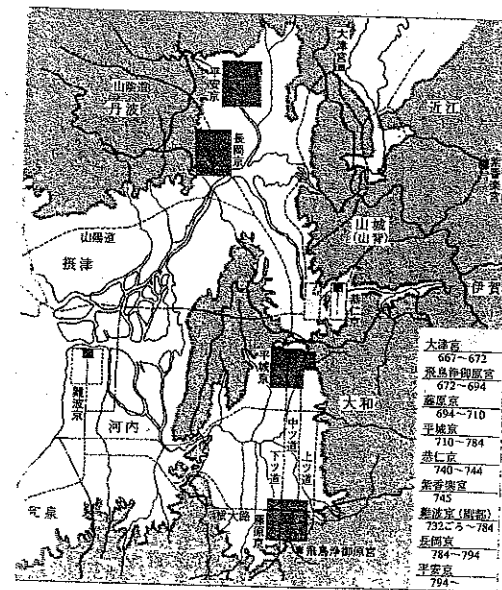
隠岐国駅鈴



図④出雲一畿内間の陸上交通路

図③出雲一周辺諸国間の陸上交通路（模式図）

県古代文化センター『古代出雲の多面的交流の研究』による



図⑤官都変遷図（平城京事典による）

資料
播磨国風土記 揖保郡

【読下し】
立野。立野と号くる所以は、昔、土師の尊美の宿禰、出雲国より往來ひて、日下部野に宿り、すなはち病を得て死にき。その時、出雲の国人來り、連き立ちし人衆運び伝へ、川の礫を上げて、墓の山を作りき。故れ、立野と号く。すなはち、その墓屋を号けて出雲の墓屋とす。佐比岡。佐比と名づくる所以は、出雲の大神、神尾山に在しき。この神、出雲の国人の此処を經過する者の、十人の中五人を留め、五人の中三人を留めき。故れ、出雲の国人等、佐比を作りてこの岡に祭りしに、遂に和ひ受けざりき。然る所以は、比古神先に來たり、比売神後（以下略）

天平5年 出雲国風土記

▼1

資料 80・70 出雲国風土記の道度

【読下し】
国の東の堺より、西に去ること二十里二百八十歩にして、野城橋に至る。長さ三十丈七尺、広さ二丈六尺あり。飯梨河なり。また、西へ二十一里にして国片、意宇郡家の北なる十字街に至り、即ち分れて二つの道となる。一つは正西道、一つは、北に往れる道なり。北に往れる道は、北に去ること四里二百六十六歩にして、郡の北の堺なる朝酌渡に至る。渡り八十歩。渡船一つあり。また、北へ一十里一百四十歩にして、島根郡家に至る。郡家より北に去ること一十七里一百八十歩にして、隠岐渡、千酌駅家の浜に至る。渡船あり。また、郡家より西へ一十五里八十歩にして、郡の西の堺なる佐太橋に至る。長さ三丈、広さ一丈あり。佐太川なり。また、西へ八里三百歩にして、秋鹿郡家に至る。また、郡家より西へ一十五里一百歩にして、郡の西の堺に至る。また、西へ八里二百六十四歩にして、楯縫郡家に至る。また、郡家より西に七里一百六十歩にして、郡の西の堺に至る。また、西へ一十里二百二十歩にして、出雲郡家の東の辺、即ち正西道に入るなり。惣べて北に往れる道の程、九十九里一百一十歩の中、隠岐道は一十七里一百八十歩なり。正西道は、十字街より西へ一十二里にして、野代橋に至る。長さ六丈、広さ一丈五尺あり。また、西へ七里にして、玉作街に至り、即ち分かれて二つの道となる。一つは正西道、一つは南に往れる道なり。南に往れる道は、一十四里二百一十歩にして、郡の南西の堺に至る。また、南へ一十三里八十五歩にして、大原郡家に至り、即ち分かれて二つの道となる。（略）

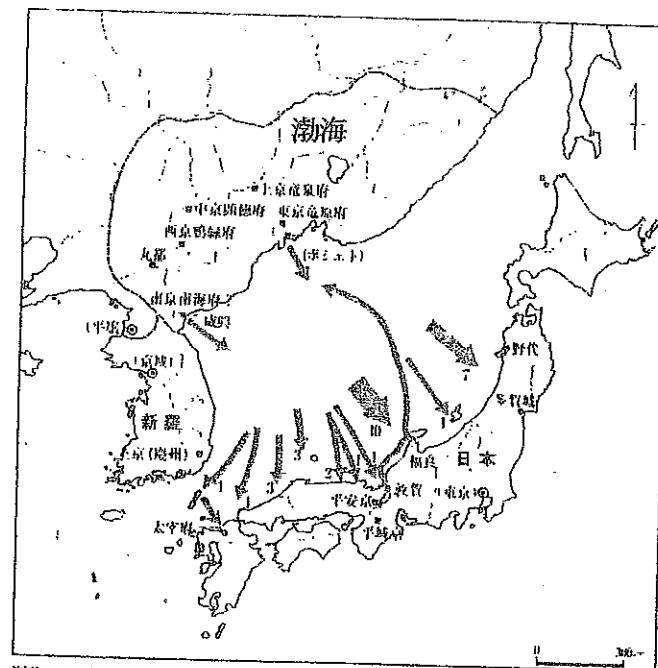
▼3

正西道は、玉作街より西へ九里にして、來待橋に至る。長さ八丈、広さ一丈三尺あり。また、西へ二十三里三十四歩にして、郡の西の堺なる出雲河に至る。渡り五十歩、渡船一つあり。また、

縦書資料は「松江市史―史料編3 古代・中世I」による



図④島根県立図書館蔵「出雲国十郡絵図」(1821)の一部



渤海、日本間の渡航経路推定図 数字は渤海からの来船回致
出典：『海と列島文化1 日本海と北国文化』(小学館)

図⑤ 渤海—日本間の渡航経路推定図(「北の道」による)

古代における朝鮮半島から山陰への来着・漂着

年月日	記事	文献
689(持統3) 1. 9	風浪に遭い漂着した蕃人を出雲国司に送らせた。	日本書紀
763(天平宝字7) 10. 6	板振鎌束が学生高内母、入唐学問僧成融らと渤海国からの帰路、風浪に遭い人為事故を起こし隠岐国に漂着。	続日本紀
780(宝龜11) 3. 3	金銅鑄像1、白銅香炉1などが出雲国海浜に漂着。	続日本紀
799(延暦18) 2.10	遣渤海使が帰路に隠岐国に漂着。	日本後紀
814(弘仁5) 4. 9	渤海使王孝廉ら来着。	日本後紀
825(天長2) 12. 3	渤海国使高承祖ら103人、隠岐国に来着。	類聚国史
861(貞観3) 1.	渤海国使李居正ら150人、隠岐より島根県に来着。	三代実録
863(貞観5) 11.	新羅国人57人因幡国荒坂の浜に来着。	三代実録
864(貞観6) 2.17	前年石見国美濃郡海岸に漂着した新羅国人30余人、うち生存者24人に食料を与えて帰国させた。	三代実録
874(貞観16) 6. 4	石見国に漂着した渤海人宗佑ら56人に食料等を与えて帰国させた。	三代実録
876(貞観18) 1.16	出雲国に渤海国使着岸、6月25日帰国する。	三代実録
888(仁和4) 10. 3	新羅国人35人隠岐国に漂着。	日本紀略
889(寛平1) 2.26	隠岐国に漂着の新羅国人に米塩等を与えた。	日本紀略
892(寛平4) 1. 8	渤海国使が出雲に来着。	日本紀略
894(寛平6) 12.	伯耆国に渤海使が来着。	日本紀略
908(延喜8) 2.18	伯耆国に渤海使が来着。	日本紀略
942(天慶5) 11.15	新羅船7艘が隠岐国に来着したと報告。	日本紀略
996(長徳2) 5.19	石見国来着の高麗人に食料を与えて帰国させた。	小右記

内藤正中『山陰の日朝関係史』をもとに作成

資料③朝鮮半島から出雲など山陰への来着

資料②渤海使王孝廉らの来着

○九月三十日 渤海使王孝廉一行が出雲国に来着する。その後入京し、弘仁六年正月には朝賀に参列し、饗宴を受ける。

242 日本後紀 九月癸卯(三十日) 条
渤海国遣使献方物。

【読下し】

渤海国、使を遣して方物を献ぜしむ。

244 日本後紀 弘仁六年正月

皇帝(嵯峨)、大極殿に御して朝を受く。蕃客位に陪る。

己卯(七日) 条

五位以上並びに渤海使を宴す。女楽を奏す。この日(略) 渤海国大使王孝廉に従三位、副使高景秀に正四位下、判官高英善・王昇基に正五位下、録事釈仁貞・烏賢、詔語李俊雄に従五位下。禄を賜ふこと差あり。

南風海路帰思を速し、北雁長天旅情を引く。頼に錦々なる双鳳の伴ふことあり、愁ふることなかれ、多日辺亭に住まふを。

【読下し】
出雲州従り情を書し、両箇の勅使に寄す。一首。

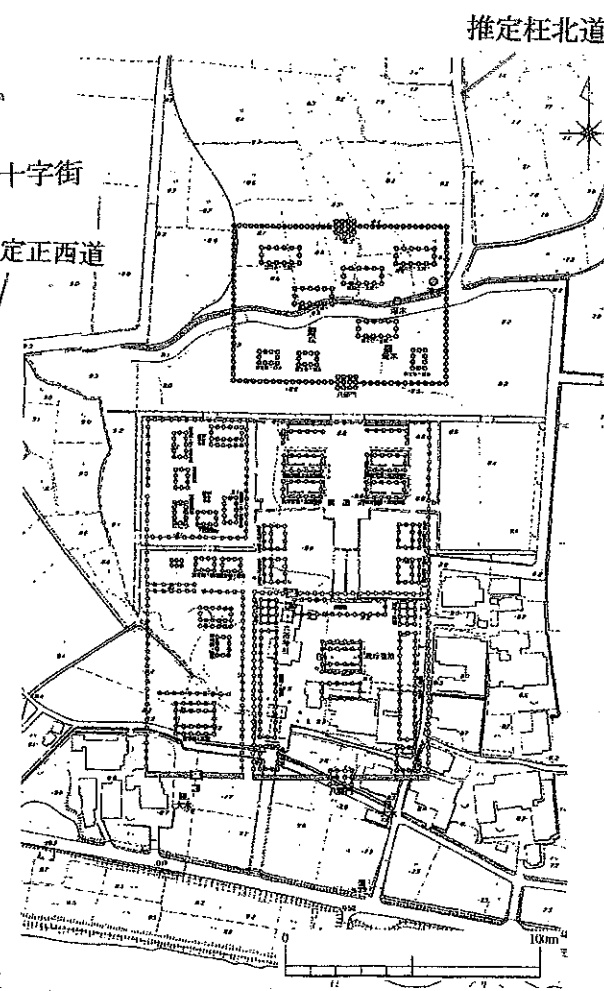
○春、夏 渤海使王孝廉、帰国にあたり出雲国で詩をつくる。

246 文華秀麗集 卷上 贈答(口絵参照)

従出雲州書情、寄両箇勅使。一首。 王孝廉

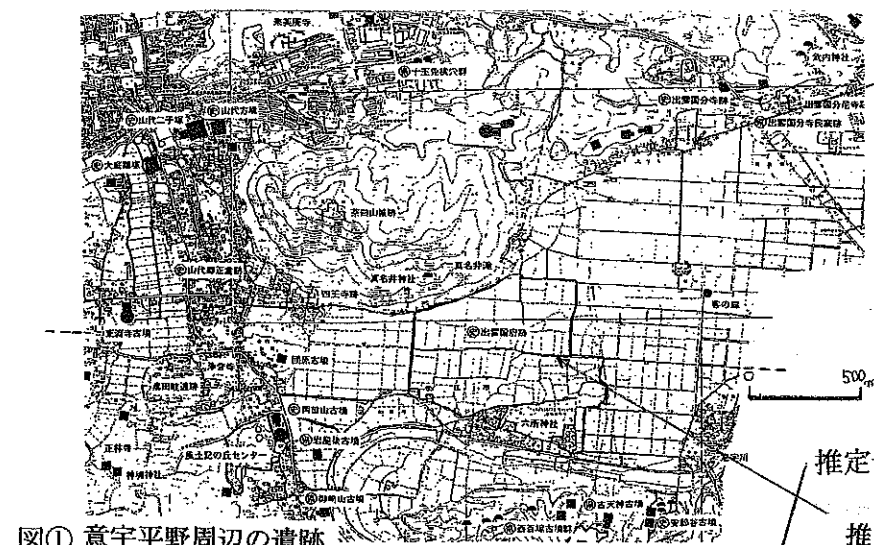
南風海路速帰思、北雁長天引旅情。

頼有錦雙鳳伴、莫愁多日住辺亭。

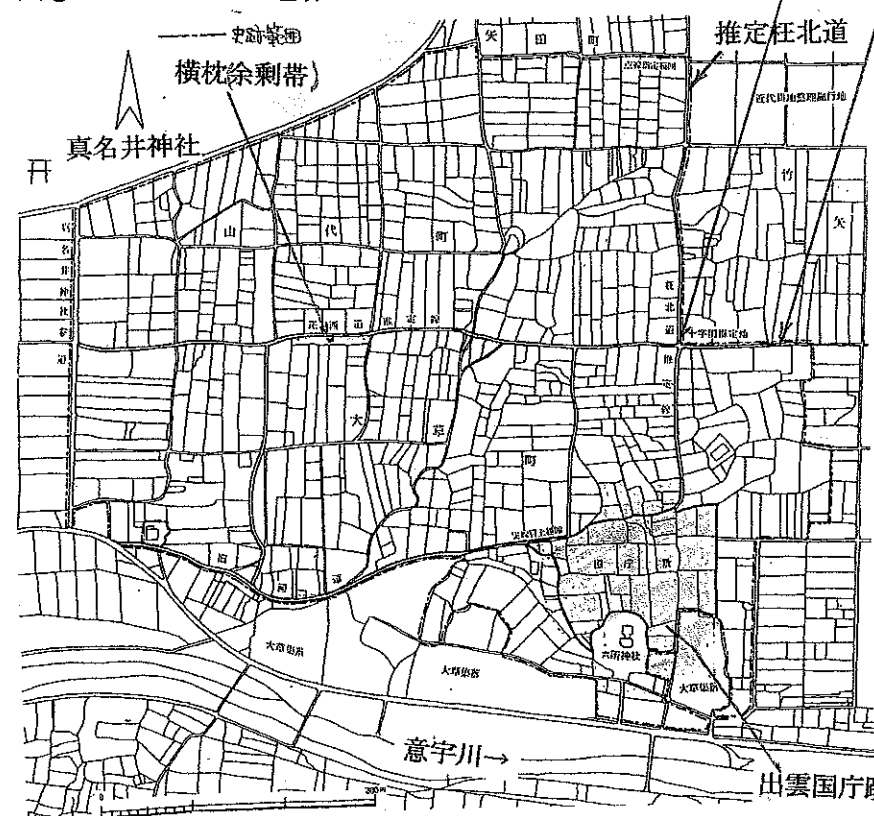


(第16図 国庁周辺模型設計図)
(第18図 介館模型設計図)

図③ 出雲国庁周辺の建物配置(模型設計図)



図① 意宇平野周辺の遺跡



図② 史跡出雲国府跡の水田地割と駅路推定

(県教育委員会「八雲立つ風土記の丘設置事業報告書」による) (県古代文化センター「出雲国府周辺の復元研究」による)

資料①出雲国造の神賀詞奏上

神龜元年(七二四)

72 続日本紀 正月

○正月二十七日 出雲国造出雲臣広島が神賀詞を奏上する。

○正月二十八日 出雲臣広島及び祝・神部などに位を授け禄を賜う。

神龜三年(七二六)

○二月二日 出雲国造出雲臣広島が斎戒を終えて剣などを献上し、祝とともに位を授かり禄を賜る。

74 続日本紀 二月辛亥条

【読下し】

出雲国造従六位上出雲臣広島斎事を畢へ、神社の剣、鏡并せて白馬・鶴等を献ず。広島并せて祝二人並びに位二階を進め、広島に絶二十疋・綿五十屯・布六十端、自余の祝部一百九十四人に禄を賜ふこと各差あり。